

第7編 施設

第1章 衛生処理場

○北上地区広域行政組合し尿処理施設条例

昭和63年4月1日

条例第25号

改正 平成4年2月20日条例第2号 平成17年10月7日条例第1号

平成25年2月18日条例第1号 平成26年2月9日条例第2号

北上花巻衛生処理場条例（昭和59年条例第4号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する一般廃棄物のし尿及びし尿浄化槽汚泥（以下「し尿」という。）を処理するため、し尿処理場を設置する。

（平25条例1・一部改正）

（名称及び位置）

第2条 し尿処理場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 北上地区広域行政組合衛生処理場
- (2) 位置 北上市成田23地割55番地1

（平4条例2・一部改正）

（技術管理者の資格）

第3条 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。）
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年法省令第35号）第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると管理者が認める者

（平25条例1・追加）

（搬入区域）

第4条 北上地区広域行政組合衛生処理場（以下「処理場」という。）において処理するし尿は、北上地区広域行政組合の構成市町の区域から搬入された一般廃棄物のし尿に限る。ただし、特別の場合で管理者が認めたときは、この限りではない。

（平17条例1・一部改正、平25条例1・旧第3条繰下）

（搬入の制限）

第5条 管理者は、し尿投入量が処理場の処理能力を超えると予想されるとき又は有害物等施設の管理運営上支障がある物が含まれているし尿が投入されるおそれがある場合は、搬入を制限することができる。

（平25条例1・旧第4条繰下）

(手数料)

第6条 し尿を搬入する者(以下「搬入者」という。)は、し尿処理手数料(以下「手数料」という。)として、し尿の投入量に応じて、100リットルにつき28.58円を乗じて得た額に、消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税の税率を乗じて得た額に相当する額(以下「消費税相当額」という。)及び消費税相当額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税の税率を乗じて得た額に相当する額を加えた金額(1円未満の端数は、切り捨てる。)を納入しなければならない。この場合において、投入量に100リットル未満の端数がある場合は、これを100リットルとみなす。

2 手数料は、し尿投入の際これを徴収する。ただし、管理者が認めたときは、1月分をまとめてその翌日に徴収することができる。

(平25条例1・旧第5条繰下、平26条例2・一部改正)

(損害賠償等)

第7条 搬入者は、し尿の搬入に際して処理場の施設及び設備等に汚損又は損傷を与えたときは、管理者の指示に従い、これを現状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(平25条例1・旧第6条繰下)

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平25条例1・旧第7条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、平成4年2月10日から適用する。

附 則(平成17年条例第1号)

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年条例第2号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○北上地区広域行政組合し尿処理施設規則

昭和63年4月1日

規則第19号

改正 平成2年4月27日規則第1号 平成12年2月29日規則第1号

(題名改称)

平成17年11月1日規則第3号

北上花巻衛生処理場条例施行規則(昭和60年規則第5号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、北上地区広域行政組合し尿処理施設条例（昭和63年条例第25号。以下「条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(搬入時間)

第2条 北上地区広域行政組合衛生処理場（以下「処理場」という。）へのし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿」という。）の搬入時間は、午前8時30分から午後4時45分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要があると認めるときは、臨時に搬入させることがある。

(平12規則1・一部改正)

(搬入休業日)

第3条 処理場へのし尿の搬入休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特別な理由がある場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(平2規則1・平12規則1・一部改正)

(搬入)

第4条 し尿を搬入する者（以下「搬入者」という。）は、し尿の計量及び投入等について職員の指示を受けるとともに、処理場の施設設備の損傷防止と使用後の投入口付近の清潔保持に努めなければならない。

(委託又は許可の通知)

第5条 北上地区広域行政組合の構成市町の長は、し尿の収集及び運搬を委託し、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条に基づく一般廃棄物処理業の許可をしたときは、それに係る委託契約書又は許可指令書の写しを添えて管理者に通知しなければならない。

(平17規則3・一部改正)

(搬入拒否)

第6条 管理者は、搬入者が条例及びこの規則に定める義務に違反したときは、期間を定めて処理場にし尿を搬入することを拒むことがある。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第3号）

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

第2章 しみず斎園

○北上地区広域行政組合火葬場条例

昭和63年4月1日

条例第27号

改正 平成元年3月2日条例第1号
平成11年10月13日条例第1号

平成8年11月1日条例第3号

(設置)

第1条 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定に基づき火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 しみず斎園
- (2) 位置 北上市北工業団地5番36号

(使用許可)

第3条 しみず斎園（以下「斎園」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 斎園の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、斎園の使用許可の際これを徴収する。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、これを後納させることができる。

(分骨証明)

第5条 管理者は、墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）第5条の規定により、焼骨の分骨を埋蔵しようとする者又は収蔵を委託しようとする者から分骨の証明の請求があったときは、分骨証明書を交付するものとする。

2 分骨証明書の交付に係る手数料は、徴収しない。

(平11条例1・追加)

(火葬簿の閲覧)

第6条 管理者は、焼骨収蔵委託者又は火葬を求めた者その他死者に関係ある者から墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第15条の規定による火葬簿の閲覧の請求があったときは、これを認めるものとする。

(平11条例1・追加)

(閲覧手数料)

第7条 前条の閲覧に係る手数料の額は、1件につき300円とする。

2 手数料は、閲覧の際納付しなければならない。

3 既納の手数料は還付しない。

(平11条例1・追加)

(損害賠償等)

第8条 使用者は、斎園の使用に当たって斎園の施設及び設備等に汚損又は損傷を与えたときは、管理者の指示に従い、これを現状に復し、又はその損害を賠償し

なければならない。

(平 11 条例 1・旧第 5 条繰下)

(補則)

第 9 条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(平 11 条例 1・旧第 6 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年条例第 1 号)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第 4 条関係) (平 8 条例 3・全改)

区 分	単 位	使 用 料	
		死亡の際、北上市及び花巻市に住所を有していたもの	その他のもの
死 体	1 体	5,000 円	20,000 円
死 胎	1 胎	3,000 円	12,000 円
小 動 物	1 体		10,000 円
上記以外のもの	1 件		3,000 円

○北上地区広域行政組合火葬場規則

昭和 63 年 4 月 1 日

規 則 第 20 号

改正 平成元年 3 月 11 日規則第 1 号 平成 11 年 10 月 13 日規則第 2 号

(題名改称)

平成 14 年 3 月 15 日規則第 3 号 平成 17 年 12 月 28 日規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北上地区広域行政組合火葬場条例 (昭和 63 年条例第 27 号。以下「条例」という。) の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第 2 条 しみず斎園 (以下「斎園」という。) における使用受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(休業日)

第3条 斎園は、1月1日及び暦注六曜の友引に当たる日を休業日とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、特別な理由がある場合は、休業日を変更し、又は臨時に休業することができる。

(平11規則2・一部改正)

(使用許可)

第4条 条例第3条の規定により斎園を使用しようとする者は、しみず斎園使用許可申請書(様式第1号)を管理者に提出しなければならない。この場合において、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)の規定により、火葬の許可を要するときは、火葬許可証を提示しなければならない。

2 前項の申請に対する許可は、しみず斎園使用許可書(様式第2号)を交付して行うものとする。

(平17規則5・一部改正)

(分骨証明書の交付請求書)

第5条 条例第5条の規定による分骨証明書の交付を受けようとする者は、分骨証明請求書(様式第3号)に、市町村長が発行する埋火葬許可証を添えて請求しなければならない。

(平11規則2・追加)

(火葬簿の閲覧等)

第6条 条例第6条の規定による火葬簿を閲覧しようとする者は、火葬簿閲覧請求書(様式第4号)により請求するものとする。

2 閲覧の場所は、斎園の事務所とする。

3 閲覧の時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

(平11規則2・追加)

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

(平11規則2・旧第5条線下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第1号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成14年規則第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第5号)

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（平成規則1・平14規則3・平17規則5・一部改正）

（その1）

平成
第

年度
号

しみず斎園使用許可申請書

使用料	取扱者
円	

申請者	住所				
	氏名	Ⓜ	死亡者との 続柄		
死亡者	住所				
	氏名	年 月 日生 男・女			
死 因	「一類感染症等」 「その他」				
死 亡 日 時	平成 年 月 日 午前 午後 時 分				
死 母	住所				
	氏名	父	母		
	男 ・ 女 ・ 不詳		妊娠	ヶ月	
	分べん日時	平成 年 月 日 午前 午後 時 分			
胎					
<input type="checkbox"/> 死 体 火 葬		<input type="checkbox"/> 死 胎 火 葬			
しみず斎園の使用を申請します。		平成 年 月 日			
		北上地区広域行政組合 管理者 様			
（平成 年 月 日 午前 午後 時 分 火葬）					

(その2)

しみず斎園使用許可申請書

申請人	住所		
	氏名	印	
焼却物件	区分	件数	
	小動物 ()	体	
	その他 ()	件	
上記のとおり申請します。 年 月 日 北上地区広域行政組合 管理者 北上市長 様			

様式第2号（第4条関係）（平成規則1・平成11規則2・平成17規則5・一部改正）

（その1）

平成 年度
第 号 しみず斎園使用許可書

申請者	住所				
	氏名		死亡者との 続柄		
死亡者	住所				
	氏名	年 月 日生 男・女			
死	因	「一類感染症等」 「その他」			
死亡日時	平成 年 月 日	午前 午後	時 分		
死胎	父	住所			
		氏名	父	母	
	母	男・女・不詳		妊娠	ヶ月
		分べん日時	平成 年 月 日	午前 午後	時 分
<input type="checkbox"/> 死体火葬		<input type="checkbox"/> 死胎火葬			
しみず斎園の使用を許可します。		平成 年 月 日 北上地区広域行政組合 管理者 印			
（平成 年 月 日 午前 午後 時 分 火葬）					
平成 年 月 日 午前 午後 時 分 火葬を施行した。		北上地区広域行政組合 管理者 （確認者 氏名 印 ）			

(その2)

しみず斎園使用許可書

申請人	住所		
	氏名		
焼却物件	区 分	件 数	
	小動物 ()	体	
	その他 ()	件	
上記のとおり許可します。 年 月 日			
北上地区広域行政組合 管理者 北上市長 氏 名 印			

様式第4号（第6条関係）（平11規則2・追加）

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">火 葬 台 帳 閲 覧 請 求 書</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">北上地区広域行政組合 管理者 北上市長 様</p> <p style="margin: 10px 0 0 0;">つぎのとおり火葬台帳の閲覧を請求します。 請求者氏名.....⑩</p>		
死 亡 者	本 籍	
	住 所	
	氏名・性別	
	死亡年月日	年 月 日
	火葬場所	
	火葬年月日	年 月 日
請 求 者	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	死亡者との続柄

死亡者の氏名・性別及び請求者氏名の欄は必ず自署してください。

火葬場処理欄	受 付	照 合	閲 覧	交 付	手数料